

令和5年5月15日

医学科生 各位

医学部長

医学科における学生の行動制限について【第43報】

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが変更（5類）になったことを受け、全学では学生の行動制限は廃止となりましたが、医学科では引き続き、以下のとおり継続となります。つきましては、令和5年4月13日付で通知しました「医学科における学生の行動制限について【第42報】」について、下記の下線部のとおり更新しました。

この行動指針は、みなさん自身や周りの大切な人が重症化や後遺症のリスクに晒される危険性を軽減し、もしみなさんが感染した場合にSNS等を通じた言われなき誹謗中傷から自身の身を守るために必要なものです。医学生としての自覚を持って行動して下さい。

◎今回の主な改正点

「海外への渡航・海外からの入国等について」および「会食等について」、「宿泊について」の削除

記

（1）日常的な感染防止対策と健康管理について

○日常的な感染防止対策として、手洗い、3密回避などの感染防止対策を取るとともに、自らの健康状態を把握し、慎重に行動すること。なお、臨床実習生は引き続き健康管理システムへの入力を継続すること。

大学における活動については、マスクの着用を求めないことを基本とする。また、マスクの着用については、個人の主体的判断が尊重されることに配慮すること。なお、臨床実習生は実習中におけるマスクの着用を継続すること。

・授業や私用に関わらず、坂本2団地（大学病院の敷地）に立ち入る場合は、マスクを着用すること。

そのほか、高リスクの環境下においては、マスクの着用が推奨される場合もあるので、配慮すること。

また、急激な感染拡大など、場面に応じてより強い感染対策が求められる場合もあるので、大学からの連絡に注意を払うこと。

○発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。

・保健センター TEL: 095-819-2213, 2214

○陽性者、濃厚接触者陽性者と同居している者) となった場合には、医学部医学科学務担当窓口 (gakumukakari_med@ml.nagasaki-u.ac.jp) に速やかに報告すること。

※ 登学禁止における授業等の出欠の取扱いについて

本通知の行動制限を遵守したにもかかわらず、感染者、濃厚接触者又はPCR 検査対象者等となったことにより、大学からの指示により登学禁止となった場合には、その期間の授業、試験等については、欠席扱いとしないこととする。教養教育科目及び専門教育科目においては科目責任者に、ゼミナールなど班別の授業及び臨床実習においては指導教官及び指導医に可能な限り事前に連絡すること。

(2) その他

・離島で臨床実習を行う学生については、担当の医学科指導教員からの指示に従うこと。

以 上